

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和5年9月4日（月）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 教育委員会事務局職員及び県立学校職員の懲戒処分について
- ・ 紀南地域新高等学校（令和7年4月開校予定）の概要案がまとまりました

質疑事項

- ・ 教育委員会事務局職員及び県立学校職員の懲戒処分について
- ・ 紀南地域新高等学校（令和7年4月開校予定）の概要案がまとまりました
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

発表項目

○ 教育委員会事務局職員及び県立学校職員の懲戒処分について

本日、職員の懲戒処分を行いました。教育委員会事務局職員を懲戒免職とした案件と県立学校職員を減給処分とした案件の合わせて2件です。子どもたちや保護者の皆さま、県民の皆さまの教育に対する信頼を大きく損なうことになりましたこと、県教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。それでは、資料に沿って説明させていただきます。まず処分の1件目ですけれども、教育委員会事務局研修企画・支援課班長、女性50歳を免職といたしました。この者は、ある損害賠償請求の民事訴訟の被告となっていたのですけれども、この訴訟では、本人が特定の日に休暇を取得していたのか、それとも勤務をしていたのかが事実認定上の争点となっておりました。そこでこの者は、自分が有利となる主張を裏付けるため、公文書である県の総務事務システムから印刷した勤務実績表に、自宅のパソコンで作成した実際の休暇取得実績と異なる情報を記載した表を貼り付けまして、職場のコピー機で複写した「出勤表」と題する5件の文書を作成し、証拠として裁判所に提出いたしました。要は自己の利益を目的として公文書の変造を行いました。これを行なったということです。このことにより、信義に従い、誠実に民事訴訟を進行する当事者の責務に反し、公文書の証明力及び社会的信用を利用して、公的機関である裁判所の判断を惑わせる結果を招きました。処分の2件目です。県立四日市商業高等学校教諭、男性60歳を減給10分の1、2月としました。この者は運動部顧問として、令和4年8月1日から7日にかけて、もう一人の顧問とともに部員8名を引率し、徳島県で開催された令和4年度全国高等学校総合体育大会に参加いたしました。その際、校長の承認を得ることなく、もう一人の顧問を旅行命令の行程よりも早い、8月5日に帰校させました。この帰校をさせたのは、インターハイに出場していない他の部員の指導と、大会終了後に予定した合

宿の準備のために帰らせたのですけれども、帰校させるとともに、8月7日に大阪府内のテーマパークに立ち寄る行程に変更いたしました。もう一人の顧問を早く帰校させたことによりまして、本来ならこの早く帰った顧問の、その後の宿泊費については、旅費として請求できないことになるのですけれども、10月20日、旅費精算の際、実際には宿泊していないもう一人の顧問の、8月5日と6日分の宿泊費の請求を行いまして、令和5年1月30日、23,100円を不正に受給いたしました。不正に受給した差額につきましては、宿泊のキャンセル料や大会に同行していた学校職員ではないトレーナー、このトレーナーはいわゆるボランティア参加の方で、本来なら自費で参加いただくべきなのですが、この方の宿泊費に充てたということです。なお、この事実の管理監督者責任といたしまして、令和4年度当時の同校校長に対しまして、文書訓告の措置を行いました。今後の対応についてですけれども、まず公文書の取り扱いについては、引き続き、三重県公文書等管理条例の趣旨及び制度について周知徹底を図るとともに、職務の内外を問わず、自らの行動が県民の皆さまからの信頼に影響を与えることを常に認識して行動するように、コンプライアンス・ミーティングの機会などを通じまして、徹底してまいります。不適正受給につきましては、県立学校の全教職員に、出張に係る手続きを適正に行うよう徹底するとともに、学校において宿泊を伴う出張を命じた場合、手続きが適切に行われるか、チェックリストで確認することをルール化しまして、再発防止に努めてまいります。

それから、本日の発表項目とはしていないのですけれども、一つ追加で触れておきたいことがございます。お手元に配付しておりますように、本日、懲戒処分の指針の一部改正を行いました。これは、令和4年4月に、児童生徒性暴力防止法が施行され、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等が定義されたこと、令和5年7月に刑法等の一部改正、性的姿勢撮影等処罰法の施行などがあつたことなどから、7月中旬文部科学省から、懲戒処分の処分基準が各法律の改正内容等を反映し、児童生徒性暴力防止法の趣旨を踏まえた適切なものとなっているのか、改めて点検見直しを行うよう通知があつたことを受けまして、本日付けで一部改正したものです。なお、この改正後の指針が適用されるのは、本日以降に発生した事案からとなります。

○ 紀南地域新高等学校（令和7年4月開校予定）の概要案がまとまりました

木本高校と紀南高校を統合し、令和7年4月に校舎制の高等学校として新設する紀南地域新高等学校（仮称）につきまして、めざす学校像などの概要案を取りまとめましたので、報告いたします。なおこの概要案は、木本高校と紀南高校の校長をリーダーとする新高等学校ワーキング会議が中心となって、地域の方からいただいたご意見も踏まえて取りまとめたものとなります。資料1の設置の概要については、この3月に公表いたしましたとおり、校舎制の新しい高等学校をご覧の形で設置する予定です。2のめざす学校像以下については、資料につけましたポンチ絵も併せてご覧いただければと思いますが、まずめざす学校像は、「持続可能な社会の一員として、ふるさとを想い、未来に希望を持って、幸福を実現す

る人材を地域とともに育てる、開かれた学校」といたしました。4の特色ある学びについては、「仲間とつながる、地域とつながる、全国・世界とつながる」をコンセプトに、学びの内容を整理いたしました。まず、(1) 2校舎が一体となった学びということで、それぞれの校舎の独自性を大切にしつつ、校舎間の連携を強化しまして、幅広い教育活動を行います。具体的には、体育祭、文化祭、学習成果発表会などの行事を、両校舎合同で開催するなどの機会をできるだけ多く設けたいと考えます。また(2) 地域と連携した学びや活動ということで、防災教育をはじめ、地域社会の課題解決をめざした探究活動、東紀州未来学(仮称)を実施するなど、地域と連携した取組を進めてまいります。こうしたことを踏まえまして、5の各課程・学科の特色ですが、(1)の木本校舎の全日制普通科では、「選抜コース」と「普通コース」を設置しまして、確かな学力と夢をかなえる力を育んでいきます。(2)の全日制総合学科については、木本校舎に「リベラルアーツ」と「情報ビジネス」の2系列、紀南校舎に「地域デザイン」と「産業マイスター」の2系列を設置しまして、個に応じたきめ細かな教育を実現します。(3)の木本校舎の定時制では、社会生活と学習を両立させながら、なりたい自分を実現してまいります。最後に6の今後の進め方ですが、新校の校名につきましては、校名選定委員会を設置しまして、校名案を広く公募した上で選定する予定としています。その他の事項につきましては、引き続きワーキング会議を中心として検討を進めてまいります。

発表項目に関する質疑

○ 教育委員会事務局職員及び県立学校職員の懲戒処分について

(質) 1点目なのですが、まず裁判所に提出と、これはどこの裁判所に提出をされたか。

(答) 津地方裁判所です。

(質) いつ付けでこの方は津地裁に提出されたのですか。

(答) この件に関しましては、民事訴訟でございますので、津地方裁判所ということだけはお伝えしますが、その他のことは、もう話をしないでおこうと思っております。

(質) あと、自己が有利となる主張を裏付けるため、これは主張を立証するためという理解でよろしいですかね。

(答) そうです。

(質) パソコンのこの複写した出勤表は、これも公文書の偽造になるのですかね。書き換えというか。

(答) 電磁的記録の公文書ございまして、それを打ち出したものを自分で権限のない者が書き換えるということなので、変造に当たります。

(質) 変造になるのですね。今後、県警等に告発、告訴というのはあり得るのですか。

(答) ちょうど県警等とその辺りは調整しておりまして、我々としては告発するつもりでやっております。

(質) 先ほどの偽造等々のところなのですが、これは捏造と言えるのですか、この変造という言葉。

(答) 捏造という言葉が法律的にあるかどうかというのもあるのですが、偽造とか変造とか改ざんという言葉があつて、偽造は作成権限のない者が他人名義の文書を作成することで、我々がお話しました変造は、作成権限のない者が成立した文書の内容に変更を加えること、そして改ざんというのが、決裁を受けた後、適正な手続きなしに中身を書き換えることとなっております、今回の件は変造に当たると考えております。

(質) 書き換えたのはいつなのですか。去年の5月になるのですか。変造したのは。

(答 教職員課) 裁判所に提出したのは、令和4年の5月になります。

(質) 書き換えたのは。

(答 教職員課) その少し前ということになります。

(質) 5月頃ですね。反省の弁は資料にありますけれども、何かこう、自身の主張を有利にするためだとかその動機はありますか。この女性の。

(答 教職員課) 「原告からの追及などによって追い詰められ、訴訟の関係者にも協力が得られず、警察にも民事には介入できないと言われていた中、原告から逃れたいという思いから作り変えるという考えにしか至らなかった。」と聞いております。

(質) この5件の文書を作成したのは、つまり、本来は欠席なのを出勤としたという意味ですか。

(答) そうです。休暇を取っていたということに対して、自分は出勤していたのでその事柄には関与できなかったと主張しているわけです。

(質) それが5日分あるという。

(答) 8日分です。

(答 教職員課) 月としては5月分で、日としては8日分。

(質) 8日を変造。つまり、本当なら休暇を取っていたのだけど、出勤していたというふうに変造したと。

(答 教職員課) そうです。カレンダーが一月ごとで、だからそのカレンダーが5枚分ということですね。5月分です。

(質) 刑事告発するつもりであるという話でしたけど、容疑としては何になるのですか。

(答) 無印公文書変造、それから、変造公文書行使に当たるのではないかと。刑法第155条第3項の無印公文書変造及び刑法第158条第1項の変造公文書行使です。

(質) 裁判所の判断を惑わせる結果を招きましたとありますけれども、最終的に判決結果とかには影響は出なかったのですか。

(答) 最終的には、原告の方から反論を受けて、結局、本人が変造したことを認めまして、判決の中でもその旨を認定されています。

(質) この判決の結果を受けて、県でもこれを見て気付いて、調査されたということか。

(答) 実は原告の方からこういう不正が行われているという申し立てを我々の方にいただ

きまして、それで我々としても調査を始めたということになります。

(質) 申し立てを受けたのはいつくらいですか。

(答) これは6月30日です。本年6月30日に、本事案に関する不正の通報及び要望書というものが提出されています。

(質) 今年の6月。

(答) そうです。

(質) 免職処分の懲戒処分で、以前はいつ。いつぶりと言うのは失礼かも知れないですけども。

(答 教職員課) 令和5年の2月14日に中学校の教諭を盗撮の件で免職処分しております。

(質) 先ほど教育長が偽造、変造、改ざんの意味をおっしゃっていたのは、こちらは何に基づいて説明されたか。

(答 教職員課) これは刑法です。

(質) あともう1点、結局、民事というお話がありましたけども、どういう民事だったかというの。

(答) 申し訳ないですけども、申し上げられないと考えています。

(質) 訴訟の虚偽の提出の件ですけど、ご発言の中で、出勤記録が争点だったというようにご発言がありましたけど、もう一回言ってくれませんか。

(答) ある事象が民事訴訟で争われていた中で、ある事柄の中に、この人が休暇をとっていたのか、それとも出勤していたのかが争われる部分があったと。そこで自分はこの日に出勤していたと主張して、その案件には関与できないと本人は主張したかったので、現実には休暇をとっていたのですけれども、それを出勤していたと変造して、提出したということです。

(質) 一般的に争点というと、今回、民事訴訟なので、この方に請求が、判決で請求されるのか否かみたいな、あとは金額みたいなところとかで、一般的に争点という表現を使うと、もうそれがピンポイントで。

(答) 訴訟の争点という意味で私は申し上げたのではなくて、一応民事の争われるところのポイントであったということです。

(質) つまり、原告側と被告側の主張が食い違うというか、対立しているような部分の一つであったと。

(答) そのとおりです。

(質) あとこれ、県教委としては、原告にはどう対応したかというのはいかがですか。要望書が出たのですよね。通報があった。そこはどう対応したかというの。

(答 教職員課) 受理をしております。ただ、個別の案件についてで、これ以上は回答することができない旨もお伝えさせていただいております。

(質) 個別の案件には回答できないと、要望書を提出した人に返答したと。

(答 教職員課) はい。

(質) 最初の懲戒処分の免職の関係で、どういう事案なのか、民事訴訟だからちょっとお答えできないとお話があったと思うのですが、仮にこれ刑事とかだったら、お答えされたというか。どうなのでしょう。

(答) というよりも、刑事、民事だという裁判の種類が云々というより、こういう懲戒案件は公務員関係の秩序の維持のためにやる処分ですので、基本的に民事の案件は懲戒処分の範疇ではないと考えております。今回、当事者の方が争われていた案件について、ここで公表するのは適切ではないと考える次第でございます。

(質) その公文書の変造とおっしゃっていたように、教育行政に対する信頼を大きく損ねる事態ではあると思うのですが、要するに何で変造しなければいけなかったというのがある意味核心のところなのかなと思うのですが、そういう意味でお話いただけないのかなと思うのですが。

(答) 訴訟において、自己の主張を有利に運ぶためにやったとしか話せないと思っています。

(質) それは、民事で争われている関係者への配慮ということなのか。

(答) そうですね。

(質) 2件目の四日市商業の件なのですが、男性の教諭は何部の顧問ですか。

(答) それについても、我々の公表基準では学校名、そして職名、性別、年齢までとしておりまして、部の名前を言うと本人の特定につながってしまいますので、控えさせていただければと思います。

(質) ある程度出ていると思いますが、どちらかという旅行命令の行程を勝手に変更したということではなくて、不正受給の方が問題だと認識されているのか。

(答) 不正受給の部分が一番の我々の処分の理由です。当然無断で変更したというのも、我々としては加重要素と考えています。

(質) この件に関しても一部でオンブズマンの方から告発を受けていますけど、県として何か同じような告発とか、そういうことを考えるご予定はありますか。

(答) 不正受給と考えておりますので、告発とかは予定しておりません。

(質) 四日市商業関係で、これは県教育委員会としても不正受給だと捉えているのか。

(答) 不正受給と捉えて処分しています。

(質) 先ほど一部の団体から告発のお話がありましたけども、その際、告発ではもう一人の教諭についても告発の対象になっていましたけど、今回この60歳の教諭のみとなったのはどういう理由からなのでしょう。

(答) 今回の旅費の請求とか受け取りに関しましては、二人の顧問がいるのですが、今回処分した者が一人で行っておりまして、もう一人の者は全くこのことについては関知していなかったことが分かっておりますので、もう一人の者は処分しておりません。

(質) この60歳の方だけでやったというのは不正受給ですか。

- (答) そうです。
- (質) 計画の無断変更というのはもう一人の教員の方もやられているということですか。
- (答) 無断変更といたしますか、行程を変えたことに関して、相談して変えているわけですが、基本的に出張伺いというのはこの処分の者が取り扱っておりますので、もう一人の者にとっては、そこはもう預けたというつもりであったと考えています。
- (質) だから計画の変更のところに関しても、この60歳の教諭がもう一人の教諭の方に関しての責任を持っていたということか。
- (答) そのように考えています。
- (質) あとこの教諭に関して、そもそも日程のことに関しては昨年の夏でしたけれども、このタイミングでの処分というのはなぜなのでしょう。
- (答) 実際に不正受給をしたのが1月後半で、それを返納したのが3月という状況でございまして、その後今年度に入りまして、団体の方から我々の監査委員会の方に措置請求がございまして、そうした段階で我々ももう一度しっかりと調べさせていただいて、これは単に旅費を返すのを失念していただけではなくて、不正受給であるということを確認いたしましたので、この時期になったということです。
- (質) 団体というのは刑事告発された団体と同じですか。
- (答) そうです。
- (質) いつ措置請求されたのですか。
- (答) 4月です。
- (質) 返納したのが3月というのは、この男性教諭は23,100円を全部、今年の3月に返納したということか。
- (答) しました。
- (質) 不正受給したのは今年の1月とあると思うのですがけれども、それより以前から多分不正受給していたのではないかという問い合わせや請求とかがあったと思うのですがけれども、1月30日に県教委の方から支払っているということなのですか。
- (答 教職員課) 大阪のテーマパークに寄ることがいいのかというような指摘が最初ありましたので、それを調べていく中で分かってきたということになります。
- (質) そうすると、教育委員会の方で不正受給の恐れがあるのではないかという認識があったのは、今年の4月にその団体から措置請求があったからということか。
- (答) そうです。今年度に入ってからです。
- (質) 4月に措置請求があってから。
- (答) それ以降です。
- (質) この計画の変更のところで確認ですけれども、本当ならば7日に帰る予定を7日にテーマパークに行っただと、そういう意味ですか。
- (答) 7日に帰るという日程は変わっていません。5日までは徳島の方に泊まっておりますので、6日の日遅くまで競技がございまして、その日は無理をすれば6日のうちに三重県

に帰れたのかもしれませんが、一旦途中で宿泊することも認められますので、その途中の宿泊地を大阪でとったと。そして、本来なら翌日の7日に普通に帰ってくるということになっていたはずなのですから、7日に一旦、大阪府内のテーマパークに立ち寄ったということでございます。ですので、宿泊日数とかそういうところは変更ありません。

(質) 大阪のテーマパークに連れていったということは問題ではない。

(答) 実際、校長の許可を取っていませんので、そのこと自体は問題だと考えています。

(質) 実際、申請をすれば校長は許可するような話なのですよ。

(答) これは校長の判断になりますけれども、教育上意義があると校長が判断すれば、認めることも可能性はあります。要するに、例えば部内のチームワークを高めるために、途中そんなに不自然でないような場所にそういうところがあるのであれば、認めることも可能だと思います。

(質) 元校長として、不自然かどうかはいかがですか。

(答) どれぐらい経路が外れていたのか、自分の中でイメージが湧きませんので、なかなか一概には申し上げられないと思います。

(質) そもそも経路だけではなくて、それが教育に資するかどうかという観点なのですよ。

(答) それは重要だと思います。実際、例えば修学旅行でディズニーランドに行ったりするようなことがありますので、そういう意味では、テーマパーク自体が絶対駄目だというわけではないかと思います。

○ 紀南地域新高等学校（令和7年4月開校予定）の概要案について

(質) 高校の方なのですから、これ今までも何度かこう、報道では出ているのですが、新しく県教委として公表されている部分はどこになりますか。今まで出てない情報として。

(答) その資料の1番は公表済みなのですから、2番より下は今回公表するものです。

(質) すべて。今回2番以降は。

(答) そうです。まだ、概要案ですので、完全に決定したというものではないのですけれども、これを基本に進めていくことになります。

(質) 最終的に決定するのはいつごろ、スケジュール感としては想定されていますでしょうか。

(答) 令和7年の4月開校を目指していますので、少なくとも来年度中には決定していくことになるかと思います。

(質) 6番の今後の進め方なのですから、校名については、選定委員会を今後設置してということですか。

(答 教育政策課) これからです。

(質) 設置の時期の目途というのは。

(答 教育政策課) 設置の目途は、9月の下旬を想定しておりますが、設置がまず1回目になりますので、日程調整とか、委員依頼とかを今やっているところでございます。

(質) 新たな学校に期待するところは。

(答) 木本高校も紀南高校もそれぞれ先駆的な学びを進めてきておりました。木本高校は平成6年度から総合学科を創りまして、これは全国でも早い部類で創っていると思うのですが、学びを進めてまいりましたし、紀南高校は平成19年度からコミュニティスクール、これ全国でも先駆的に始めたコミュニティスクールなのですが、進めてまいりました。そうした先進的な事例を、そういう教育をしっかりとこれからも継承していくとともに、両校が一体となった学びも充実していただいて、多様な選択肢を提供できるような、そして地域の皆さんとしっかりと協力して進めていけるような学校を創っていければと思っています。生徒が、ここにも書いてありますけども、仲間や地域、世界ともつながって、自己実現していくように取り組んでいければと思っています。

その他の項目に関する質疑

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

(質) 今回の議題の第19号で、地教行法に関する改正案があったのですが、いわゆる文化振興条例の特例条例の関係なのですが、これ、委員さんの間ではどんなご意見が出たのですか。

(答) これに関して意見は特にありませんでした。

(質) 知事部局に移管することに対して、特に皆さんからは。

(答) これにつきましては、議会上程前ですので、詳しくは伏せさせていただきたいと思います。

(質) 教育長として文化に関する職務権限を知事に移管したという認識は、今でも変わっていませんか。

(答) そうですね。平成6年度か7年度と、随分前のことで、私がすごく若かった頃に、もう文化の仕事は知事部局がやっていますので、私の中では、基本的にもう文化は知事部局でというような頭はありますね。だから今改めて、問題になっているということが、自分的には違和感があるのですが、それをしっかりともう一度、確認していこうという手続きだと思っております。

(質) その長きにわたって知事に職務権限していたことが、やっぱり今は、国の回答とか今の県でいうと事務委任だと。その長年にわたる、これまでの経緯が地方自治法に定める事務委任であると、改めてそういうふうなことを突きつけられた感想として、それに違和感があるということですかね。

(答) 少なくとも平成6年度から19年度までは、地教行法にそんな規定がなかったもので、その時点の話はそんなに問題ないのではないかなと、自分的に思っていたわけですね。

改めてこのように手続きを取ることに関して、そうなのだと思っているところ
ろです。

以上、16時38分終了